

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

日本のエネルギー自給率はわずか 9.6%（2017 年）であり、日本におけるエネルギー自給率の向上はかねてからの大きな課題である。また、地球環境保全と持続可能な社会に向けた取り組みの必要性の観点から CO₂ 削減が喫緊の課題となっている。さらに、東日本大震災以降は安全・安心なエネルギー源の確保も重要な課題となっている。

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーは、化石燃料を使用する火力発電とは異なり、発電時に二酸化炭素を排出しないため、地球温暖化防止に貢献する発電技術として期待されている。さらに、石油代替エネルギーとしてのエネルギーの安定供給の確保、化石エネルギーや原子力発電所のように大気汚染物質の排出や放射性物質の放出を伴わないクリーンなエネルギー、新産業や雇用創出への寄与など、様々な意義があるとされている。

静岡県では、日常生活や事業活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制することによって地球温暖化を防止し、自然の恵みに満ちた地球環境を将来の世代に継承していくために、「静岡県地球温暖化防止条例（平成 19 年 3 月 20 日）」を制定している（施行：平成 19 年 7 月 1 日）。また、この条例の第 8 条では、知事は地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため地球温暖化対策に関する計画を定めるとしており、「ふじのくに地球温暖化対策実行計画（平成 23 年 3 月策定）」を策定した。その後、東日本大震災後の我が国の温暖化対策やエネルギー政策を取り巻く状況の変化、新たに示された地球温暖化に関する知見を踏まえ、平成 27 年 3 月に「ふじのくに地球温暖化対策実行計画（平成 23 年 3 月策定）」の大幅な見直しを行い、さらに、令和 2 年 3 月に一部改定を行っている。本一部改定版の計画によると、徹底した省エネルギー化と再生可能エネルギーの最大限の導入等を図ることで、新たな目標値「県内の温室効果ガス排出量を令和 3 年度に平成 17 年度比 21% 削減」の達成を目指している。

函南町では町が管理・運営するすべての施設から排出される温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的として、平成 13 年度に「函南町地球温暖化対策実行計画」を策定している。平成 30 年度からは「第四次計画」に基づき、新たな目標値の達成を目指している。

今回計画している、静岡県函南町における事業は、CO₂ を発生させないクリーンエネルギーである太陽光発電事業であり、地球温暖化防止を図るとともに、送電網強化や蓄電池の設置により地域のインフラの充実を担うことを検討している。

以上の背景のもと、本地域において、出力 29MW の太陽光発電事業を実施することにより、再生可能エネルギー導入促進、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策など、さらには、環境負荷が少なく安定的な分散型電源の設置により防災力の向上に寄与するとともに、地域経済の活性化に貢献し、未来に向けたまちづくりに資することを目的としている。また、本事業で発電した電気は、全量を「再生可能エネルギー固定価格買取制度」により東京電力株式会社に売電する計画である。

2.2 対象事業の内容

2.2.1 対象事業の名称

(仮称) 函南太陽光発電事業

2.2.2 対象事業の種類

太陽光発電所の設置

2.2.3 対象事業により設置される発電所の出力

太陽光発電所出力 : 最大 29,800 kW(交流)

太陽光発電機の単機出力 : 約 415W

太陽光発電機の枚数 : 98,237 枚

2.2.4 対象事業実施区域

対象事業実施区域の位置は図 2.2-1 のとおりである。また、対象事業実施区域の写真は表 2.2-1、写真撮影位置は図 2.2-2 のとおりである。

対象事業実施区域 : 静岡県田方郡函南町軽井沢字駒形山 342-1 他

対象事業実施区域の面積 : 約 65.3ha

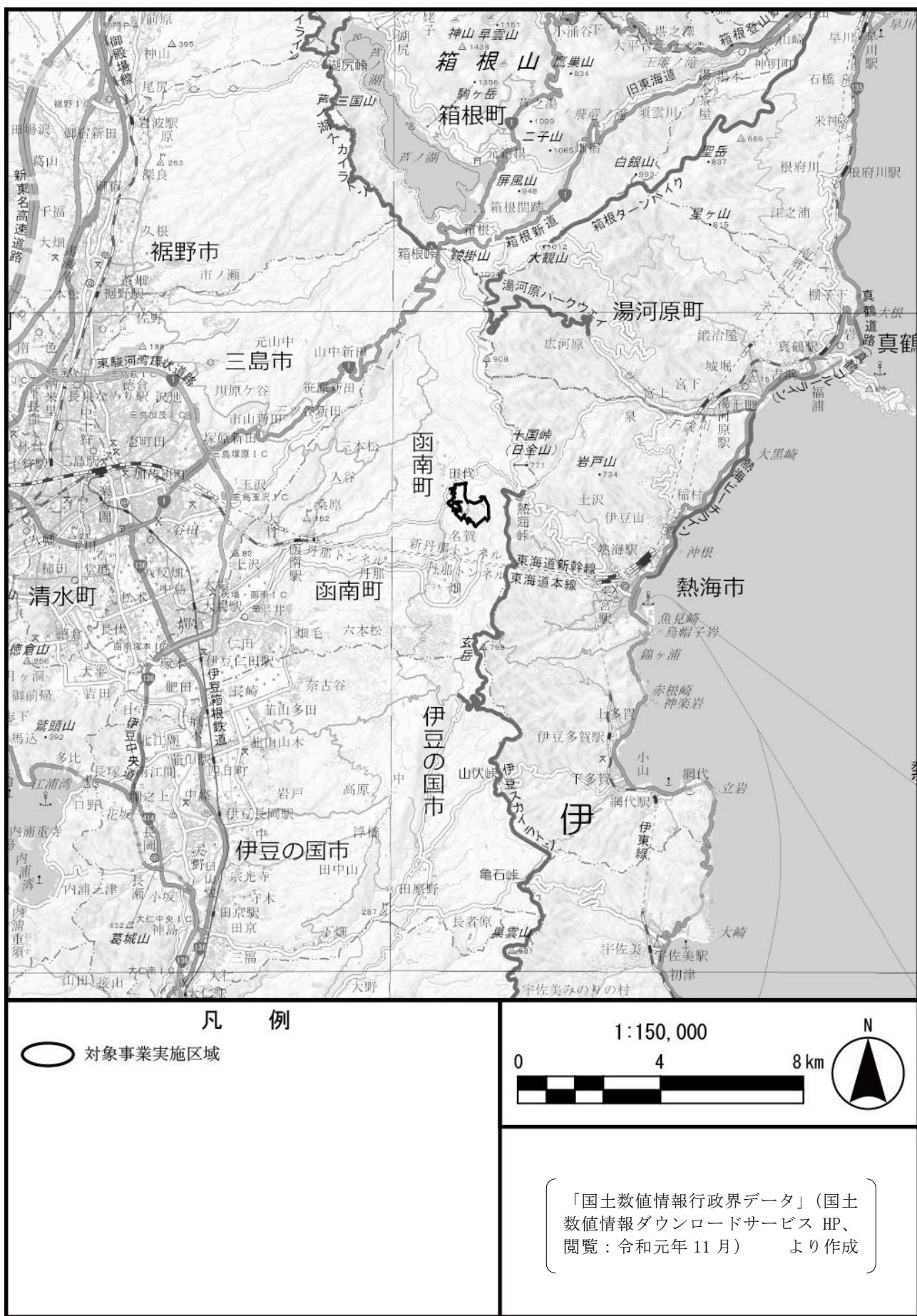
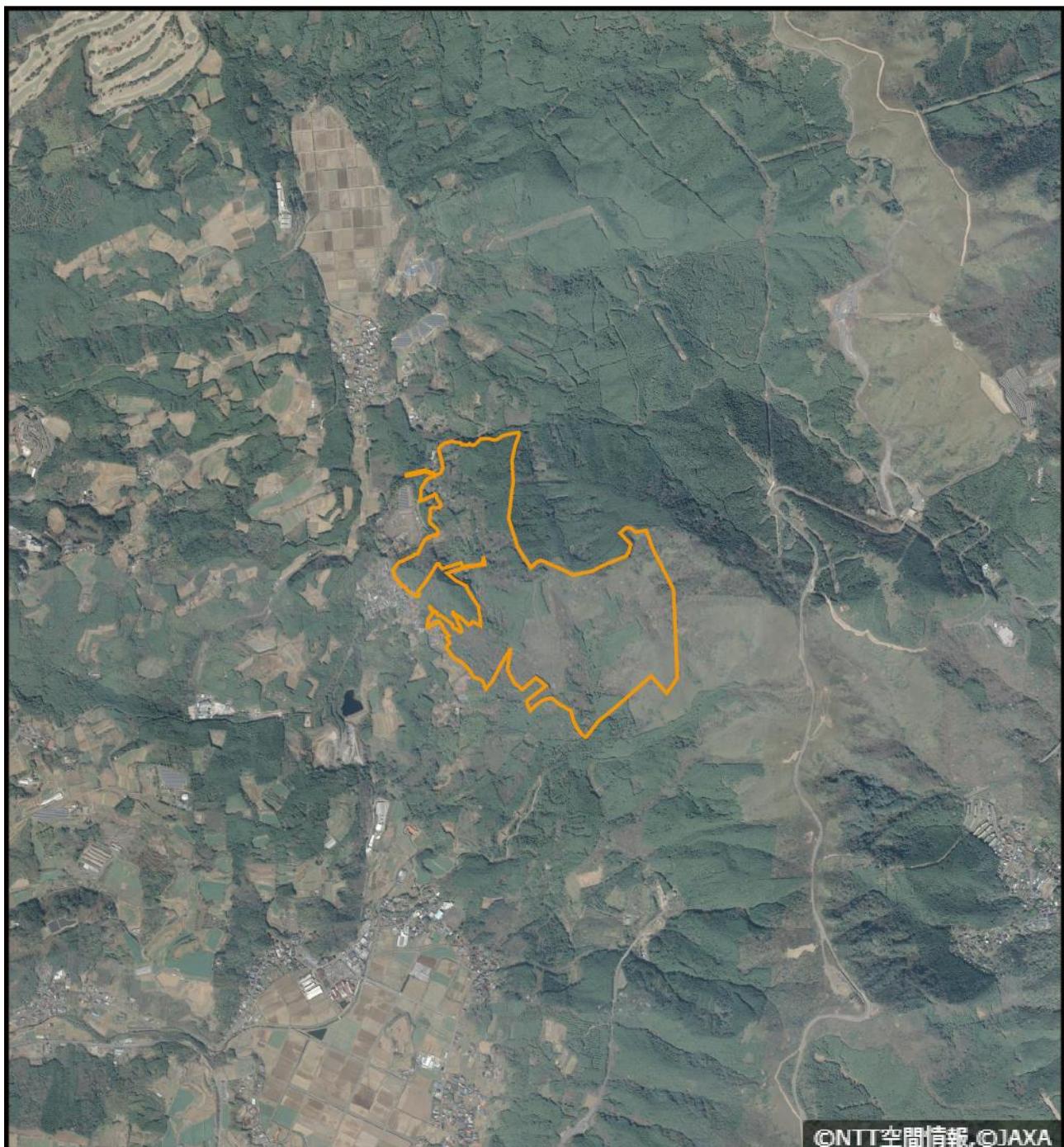


図 2.2-1(1) 対象事業実施区域の位置（広域）



凡 例

○ 対象事業実施区域

1:25,000

0 0.5 1 km

©NTT空間情報, ©JAXA



図 2.2-1(2) 事業の実施が想定される区域（衛星写真）

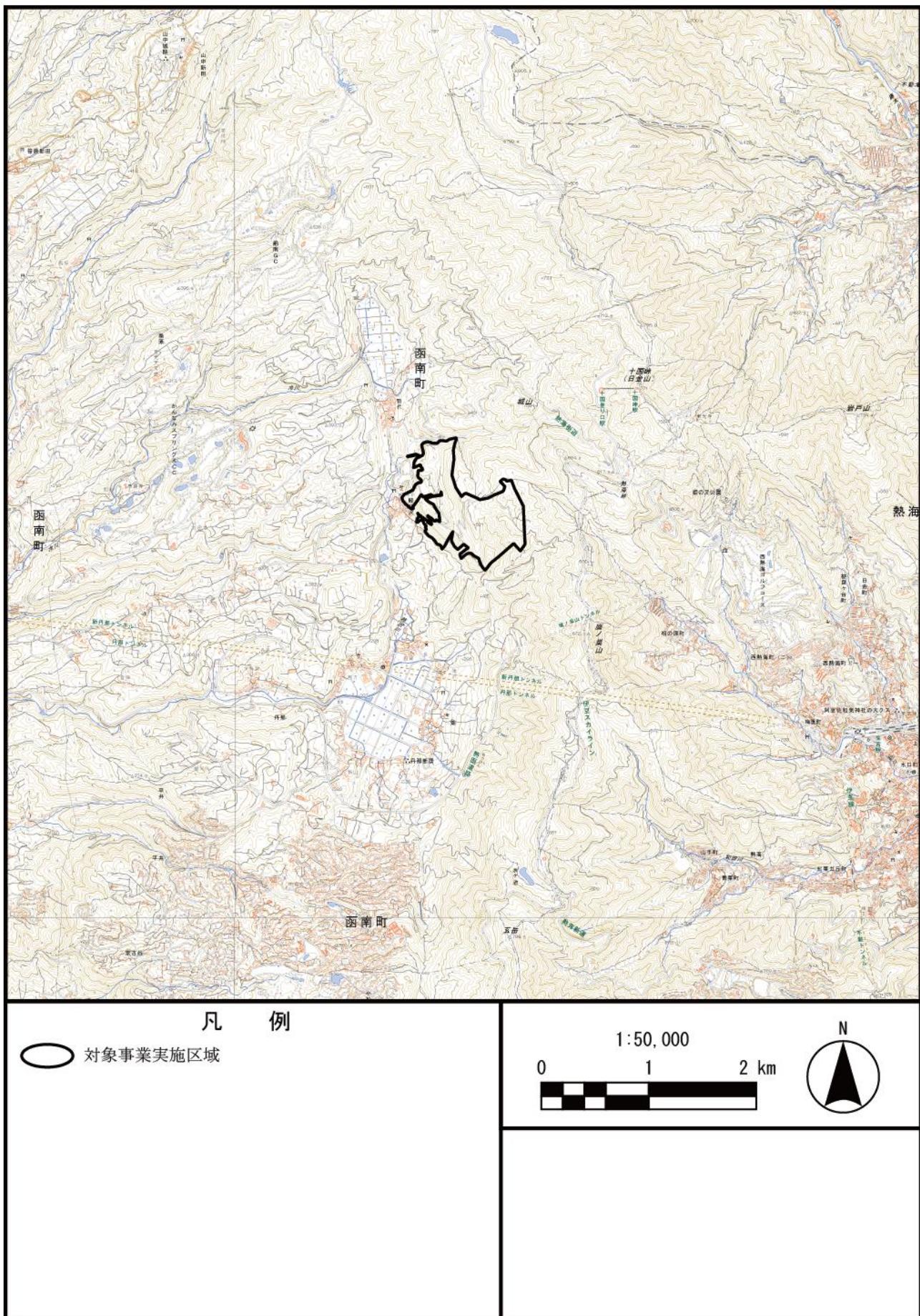


図 2.2-1(3) 事業の実施が想定される区域 (5万分の1)

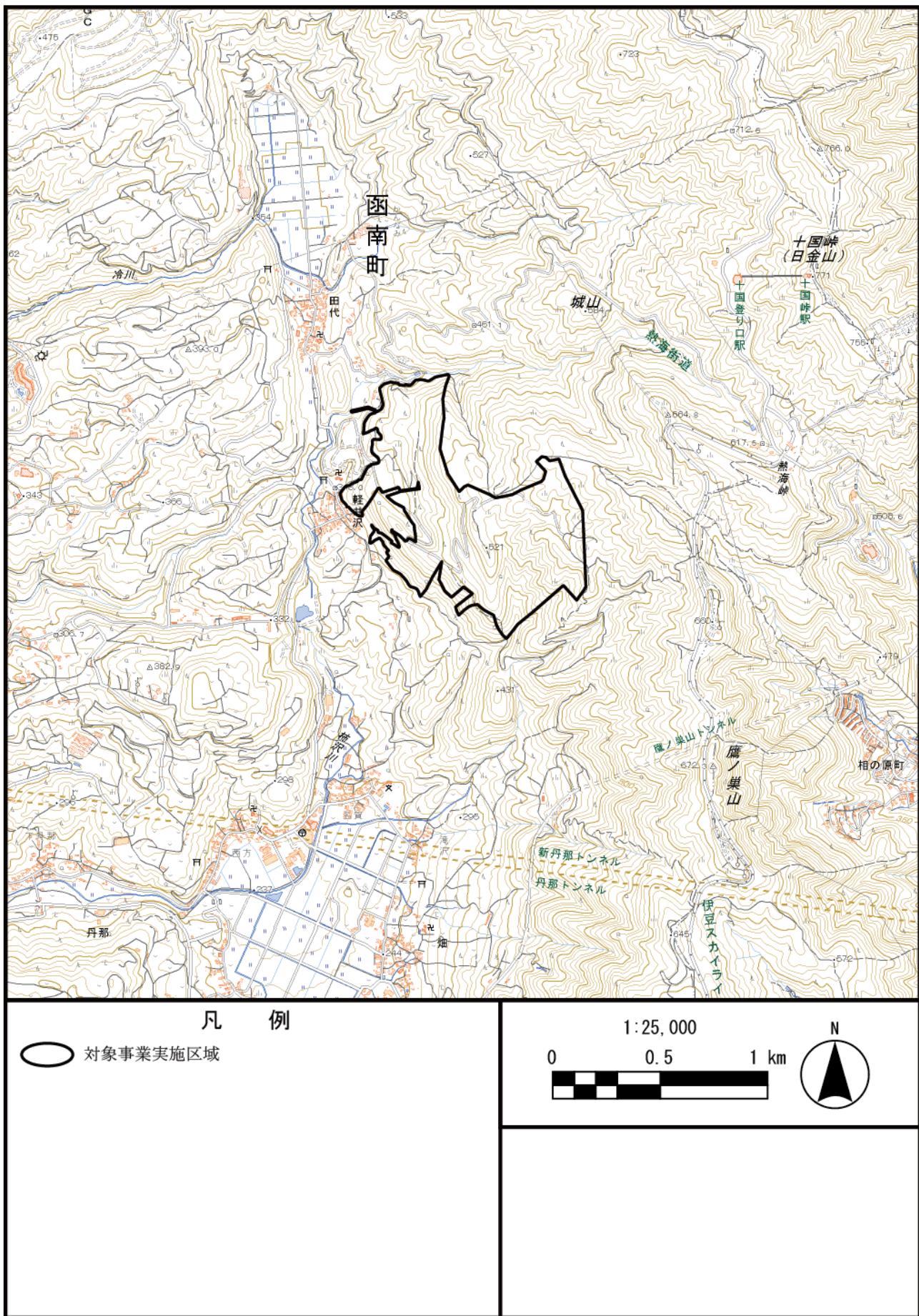


図 2.2-1(4) 事業の実施が想定される区域 (2.5 万分の 1)

表 2.2-1 事業実施区域内及び周囲の状況

No.	写真
A 対象事業実施 区域内既存道路 (左側伐採地)	
B 南方向展望 (民家・別荘)	
C 南西方向展望	
D 対象事業実施 区域内平坦地 (気象観測地点)	

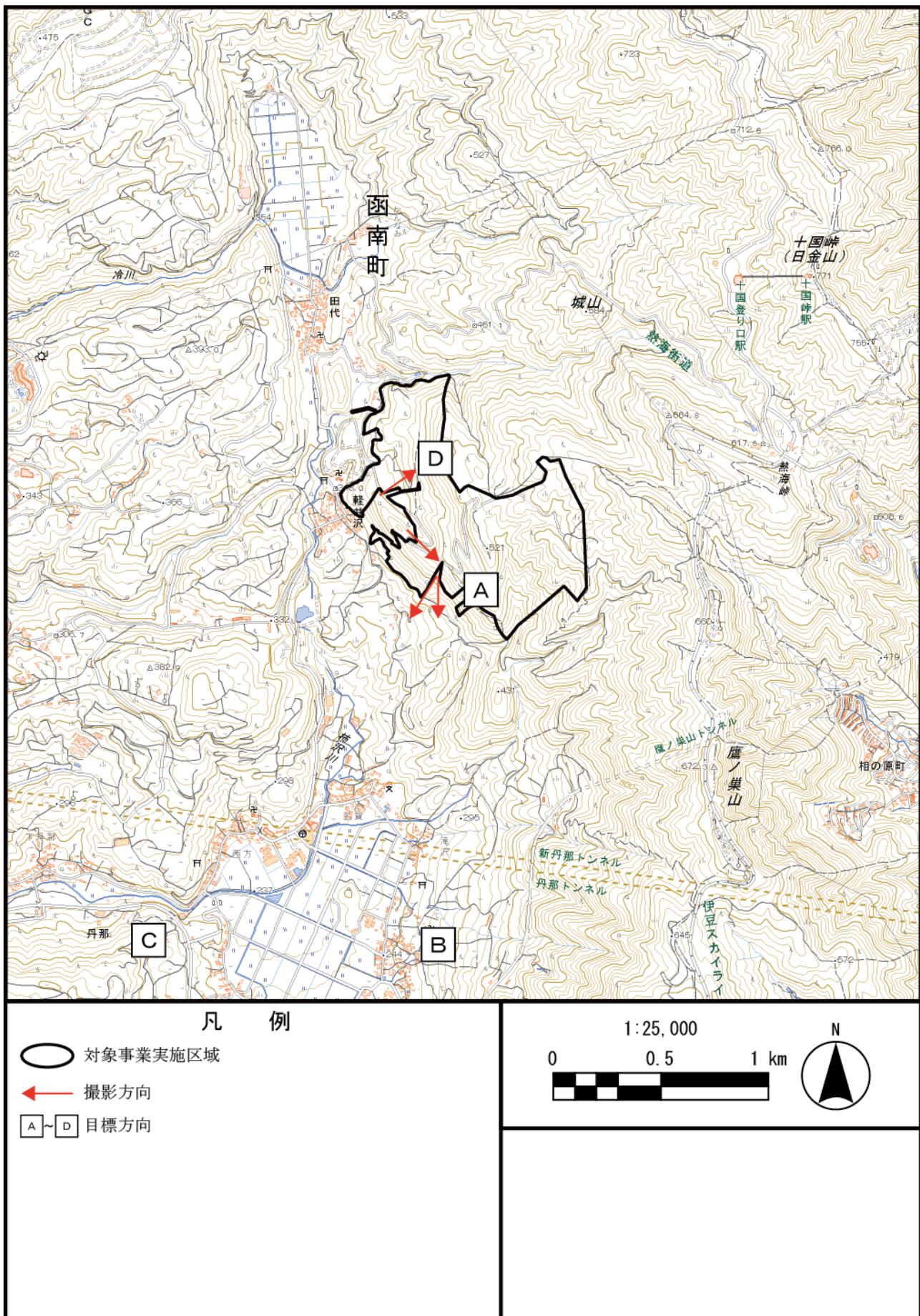


図 2.2-2 写真撮影位置

2.2.5 対象事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要

1. 発電所の設備の配置計画

本事業により設置される太陽光発電設備の配置計画案は、図 2.2-3 のとおりである。

ソーラーパネルの枚数については連系線の容量により決定されることとなるが、本計画では総発電出力は最大 29.8MW を想定しており、この場合のソーラーパネルの枚数は 98,237 枚となる予定である。

土地利用の計画の概要は表 2.2-2 のとおりである。また、設置する防災調整池の構造等の概要は表 2.2-3 のとおりである。

表 2.2-2 土地利用の内訳

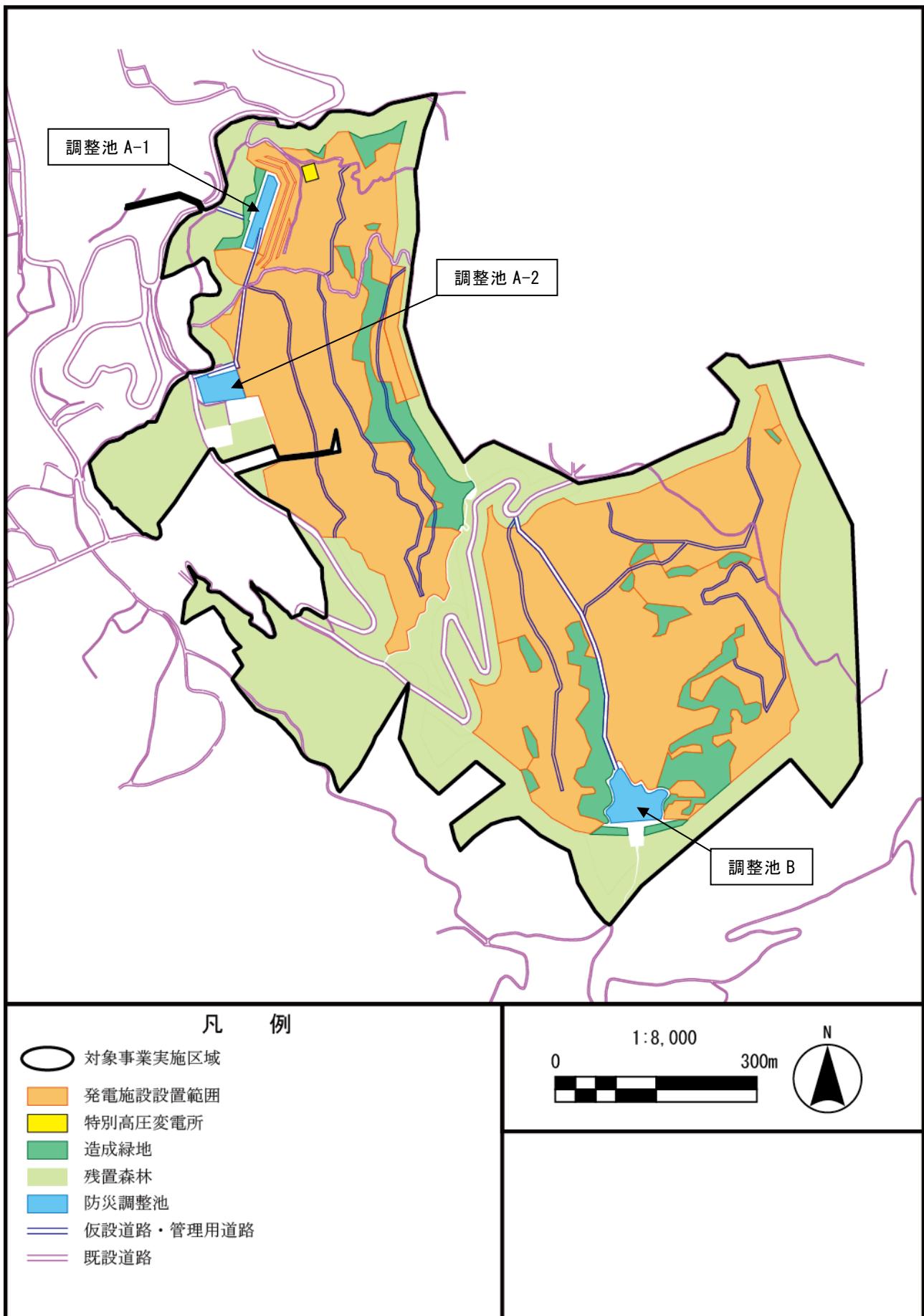
区分	用途	面積 (ha)	割合 (%)	備考
発電所の 計画面積	太陽光パネル、変電所、管理用道路、 パワーコンディショナー設置用地等	33.3	51.1	
	造成緑地（植栽地、草地）	5.1	7.8	
	防災調整池	1.0	1.5	
非改変区域	残置森林	25.9	39.6	
合 計		65.3	100.0	

注.造成緑地には低木のサツキ、ツツジ等を植栽し、ソーラーパネルの下は種子吹付等を行う。

表 2.2-3 防災調整池の構造等の概要

区分	種別	調整池 A-1	調整池 A-2	調整池 B
排水 施設	河川・ 水路名	調整池→専用排水路→赤沢川	調整池→専用排水路 →町道内排水路→ (普)赤沢川	調整池→専用排水 路→丹那沢→(一) 柿沢川
	下流河川 流下能力	Q=15.0846m ³ /S (流量検討箇所 8割水深) >6.6722 m ³ /S (集水域流出量)		Q=2.9058 m ³ /S >2.8961 m ³ /S
		河川改修 無		河川改修 無
防災 施設	調整池	構造大型ブロック積 (H=7.8m, 法 勾配 1:0.5, 堤頂厚 1.75m)	構造逆 T型コンクリ ート擁壁 (H=5.0m)	構造コンクリート (H=23.0m, 法勾配 1: 0.85, 堤頂厚 4.0m)
		設計調整容量 13308 m ³ >	8448 m ³ >	24080.5 m ³ >
		必要調整容量 13150 m ³	8016 m ³	23993.0 m ³
	沈砂池	設計沈砂池容量 1089.43 m ³ >	736.20 m ³ >	1588.20 m ³ >
その他		必要沈砂池容量 1082.28 m ³	711.10 m ³	1579.14 m ³
		仮設道路にジオテキスタイルを使用する。 全区域をフェンスにて囲う。		

注. 林地開発許可申請の「5-事業計画書」から一部抜粋した。



2. 発電機

(1) 発電設備の概要

本計画段階で設置を想定するソーラーパネルの概要は表 2. 2-4 のとおりである。

表 2. 2-4 太陽光発電設備の概要

項目	内 容
ソーラーパネル	単結晶シリコン太陽電池モジュール 約 98,237 枚 (1 枚当たり、約 2.67m × 0.998m : 415W)

注. 製品仕様の変更に伴い、変更の可能性がある。

(2) 変電施設

ソーラーパネルで発電された直流の電気は、パワーコンディショナーで交流に変換される。その後、パワーコンディショナー近傍に設置した昇圧変圧器によって 22kV に昇圧され、変電設備に集電して、主変圧器でさらに 66kV に昇圧され、東京電力株式会社の送電線へ連系接続する。施設等の計画は表 2. 2-5 のとおりである。

表 2. 2-5 施設等の計画

項目	内 容
パワーコンディショナー	40 kW 995 台
昇圧変圧器 (副変圧器)	22kV/440V 20 台
送電設備 (主変圧器)	66kV/22kW 1 台

注. 製品仕様の変更に伴い、変更の可能性がある。

(3) 送電線

送電線は埋設及び架線で約 950m を予定している。

(4) 系統連系地点

系統連系は東京電力 66 kV 真鶴 No. 107 鉄塔に連系予定である。

2.2.6 対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

1. 工事に関する事項

(1) 工事概要

太陽電池発電事業における主な工事の内容を以下に示す。

- ・造成・基礎工事等：機材搬入路及びアクセス道路整備、ヤード造成、基礎工事等
- ・据付工事：太陽電池発電設備据付工事（輸送含む。）
- ・電気工事：送電線工事、所内配電線工事、変電所工事、電気工事

(2) 工事期間及び工程

工事期間及び工程は以下を予定している（表 2.2-6）。

- ・建設工事期間：着工後 1～16 か月（令和 4 年 8 月～令和 5 年 11 月を予定）
- ・試験運転期間：着工後 16～17 か月（令和 5 年 11 月～令和 5 年 12 月を予定）
- ・営業運転開始：着工後 17 か月（令和 5 年 12 月末を予定）

表 2.2-6 工事工程（予定）

工事種	1 年目			2 年目			
造成・基礎工事等	■	■	■				
据付工事		■	■	■			
電気工事			■	■			
試験運転					■		
営業運転						▼	

注：上記の工事工程は現時点における想定であり、今後変更される可能性がある。

(3) 主要な工事の方法及び規模

① 造成・基礎工事等

機材搬入路及びアクセス道路整備を行い、仮設の調整池・沈砂池等の防災関連施設を整えたのちに対象事業実施区域内の管理道路を既存の道路を利用して整備する。その上で、調整池工事、排水工事を優先的に進め、十分な排水機能、洪水調整機能を確保した領域から、樹木の伐採及び切土、盛土等の土工を進める。

改変部分のうち、切盛法面は可能な限り造成時の表土を活用し在来種による緑化（種子吹付け等）を実施する等により、法面保護並びに修景等に資する予定である。

② 据付工事

架台据付工事は、十分な作業空間が、排水が確保された領域より順次着手する。架台据付工事では、杭打工事、架台組立、ソーラーパネル取り付けの順番で実施する。

③ 送変電工事

送変電工事は、東京電力株式会社の送電線へ連系させるための変電施設及び発電電力の変電所（パワーコンディショナー等）工事、それらを接続する配電線工事等を予定している。

2. 交通に関する事項

工事用資材の搬出入に係る車両（以下「工事関係車両」という。）の主要な走行ルートは図 2.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域に向かう既存道路である主要地方道 11 号線（熱海函南線）を使用する計画である。

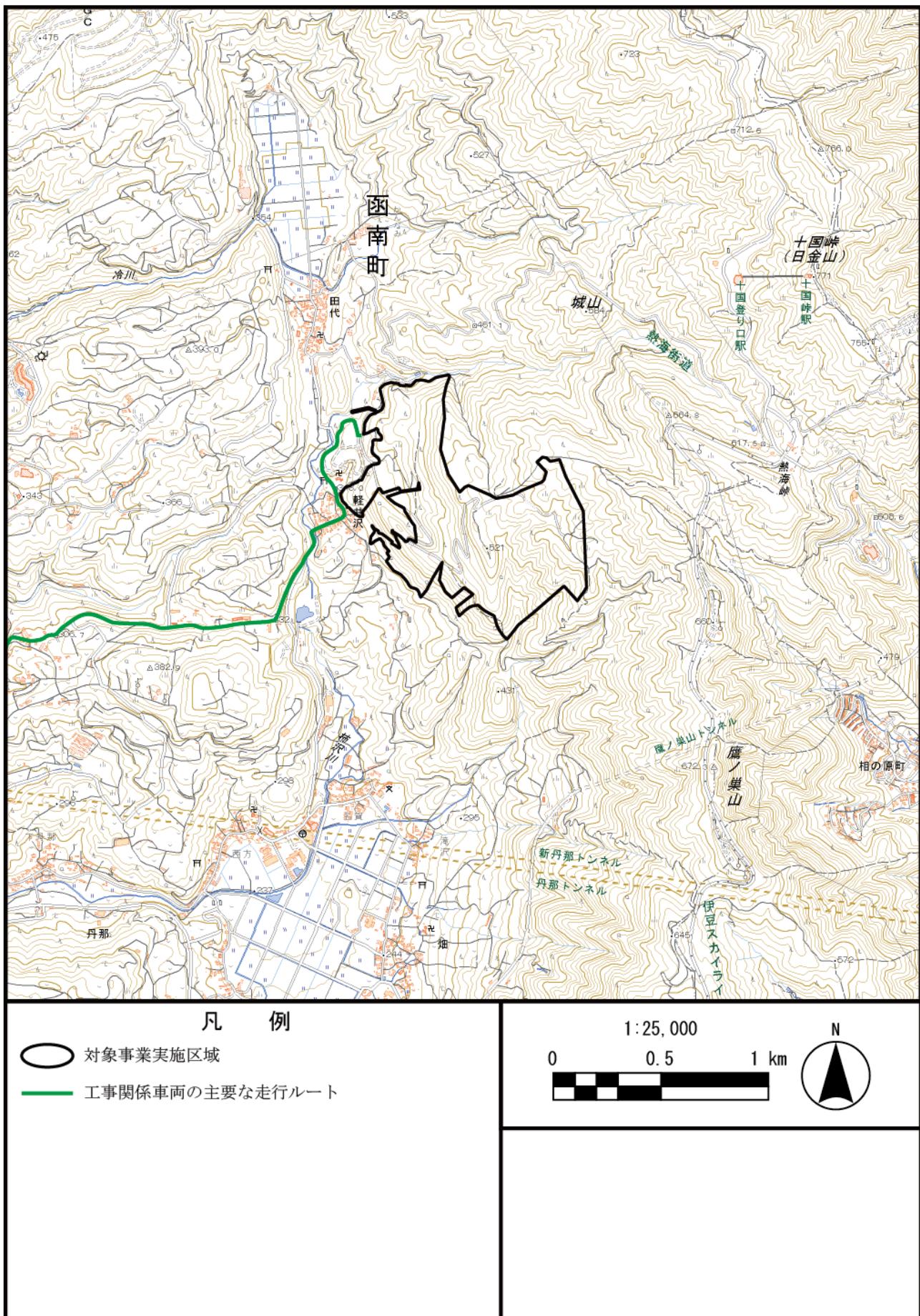


図 2.2-4 工事関係車両の主要な走行ルート

3. その他の事項

(1) 工事用仮設備の概要

工事期間中は、対象事業実施区域内もしくはその近隣に仮設の工事事務所を設置する予定である。

(2) 騒音及び振動の主要な発生源となる機器の種類

現時点では建設にかかる詳細設計が未了であるため、騒音及び振動の主要な発生源となる建設機械の種類及び容量は想定となるが、他事業と同様の建設機械を使用する予定である。

想定される建設工事に使用する主な建設機械の種類は表 2.2-7 のとおりである。可能な限り排出ガス対策型、低騒音型及び低振動型の建設機械を用いる計画である。

表 2.2-7 設工事に使用する主な建設機械の種類（予定）

使用重機	仕様
バックホウ	0.25～3.0m ³
ブルドーザー	21～32t 級
ユニック車	4t～10t 級
ダンプトラック	10t～40t 級
コンクリートポンプ車	115～125 m ³ 級
生コンクリート車	3.0～5.0 m ³ 級
トラッククレーン	4t、10t 級
ラフタークレーン	25～50t 級
トラック	10t 級

(3) 工事中用水の取水方法及び規模

工事中の用水は、給水車により、現地への必要容量の搬入を予定しており、散水及び車両洗浄等の工事用水として使用する。これらの用水の使用量及び調達先は未定である。

なお、現時点では車両洗浄等に使用した水の処理方法は未定であり、今後の工事計画の具体化の過程で検討する。

(4) 工事中の排水に関する事項

① 雨水排水

降雨時の排水は、対象事業実施区域の流域ごとに設置する仮設沈砂池又は新設する3箇所の調整池に集積され、土砂等を沈降させた後の上澄みを既存河川に放流する。周囲の河川及び調整池の配置は図 2.2-5 に示すとおりである。

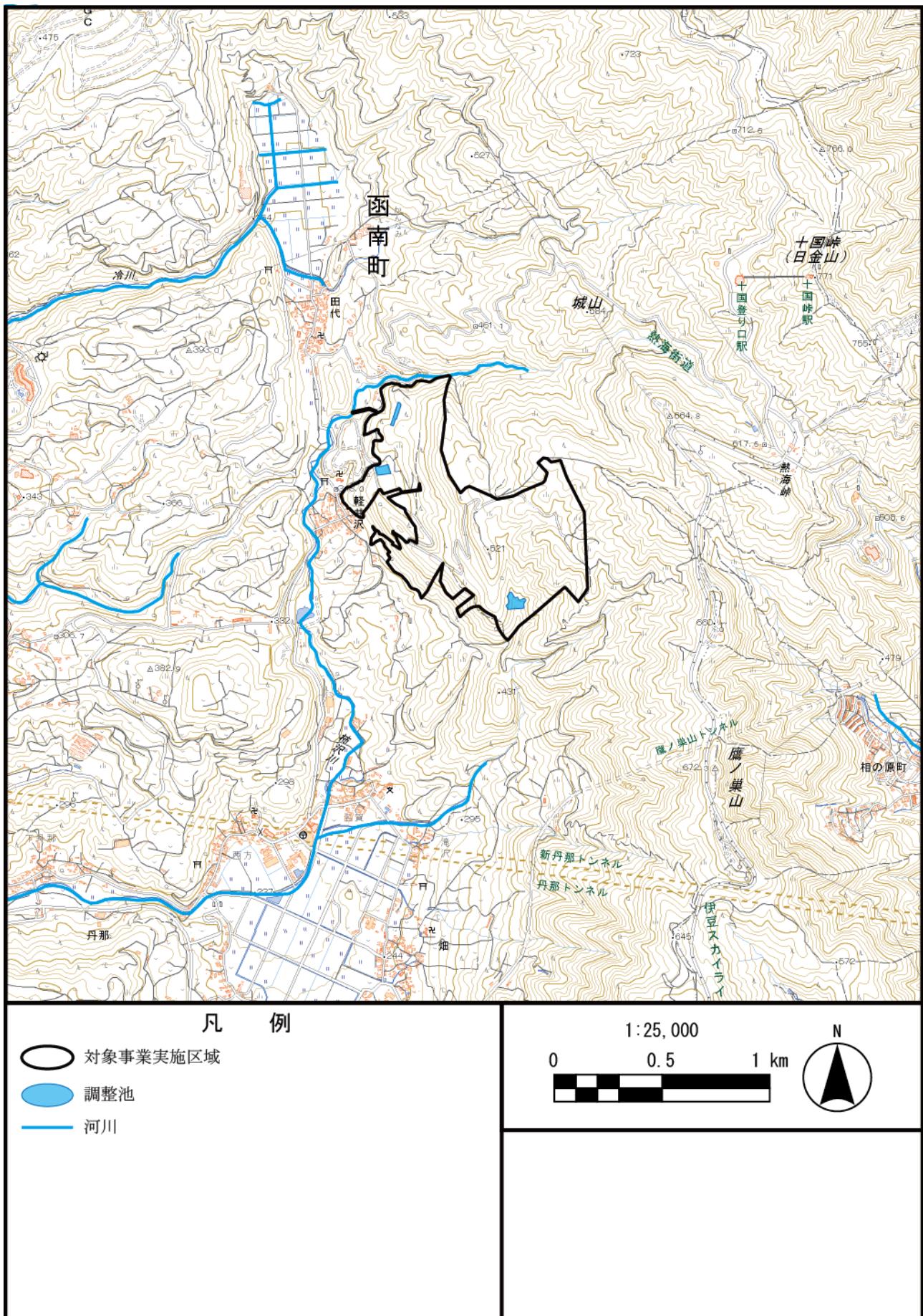


図 2.2-5 周囲の河川及び調整池の配置

② 生活排水

対象事業実施区域内に設置する仮設の工事事務所からの生活排水はない予定である。また、トイレは貯留、汲取り式にて対応する。

(5) 土地利用に関する事項

対象事業実施区域内においては、約 37.8ha の整地を行う。切土、盛土の計画は図 2.2-6 のとおりである。なお、改変区域については、周辺の地形を利用しながら可能な限り改変面積を小さくするように検討する。

(6) 樹木伐採の場所及び規模

対象事業実施区域内においては、約 31.9ha の樹木伐採を行う予定であり、樹木伐採範囲は図 2.2-7 のとおりである。本事業で、伐採した木については、弊社所有のバイオマス発電所での利用を検討する。なお、改変区域については、周辺の地形を利用しながら可能な限り改変面積を小さくするように検討する。

(7) 工事に伴う産業廃棄物の種類及び量

対象事業実施区域における工事に伴う産業廃棄物の種類としては、木くず（伐採木含む。）や金属くず、紙くず、廃プラスチック類、コンクリート殻及びアスファルト殻等となるが、それぞれの発生量は現時点で未定である。

工事の実施にあたっては、太陽光発電施設、送電施設等は可能な限り工場組立とし、現地における工事量を減らすこと等により廃棄物の発生量を低減し、産業廃棄物は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、可能な限り有効利用に努める。

有効利用が困難なものについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、適正に処分する。

(8) 残土に関する事項

造成工事においては、切土に伴う発生土を場内の盛土に使用する等、有効利用に努める。また、発生した残土は場外に搬出し、適正に処理を行う。

(9) 材料採取の場所及び量

工事に使用する骨材は、市販品等を利用することから、土砂及び骨材採取等は行わない予定である。

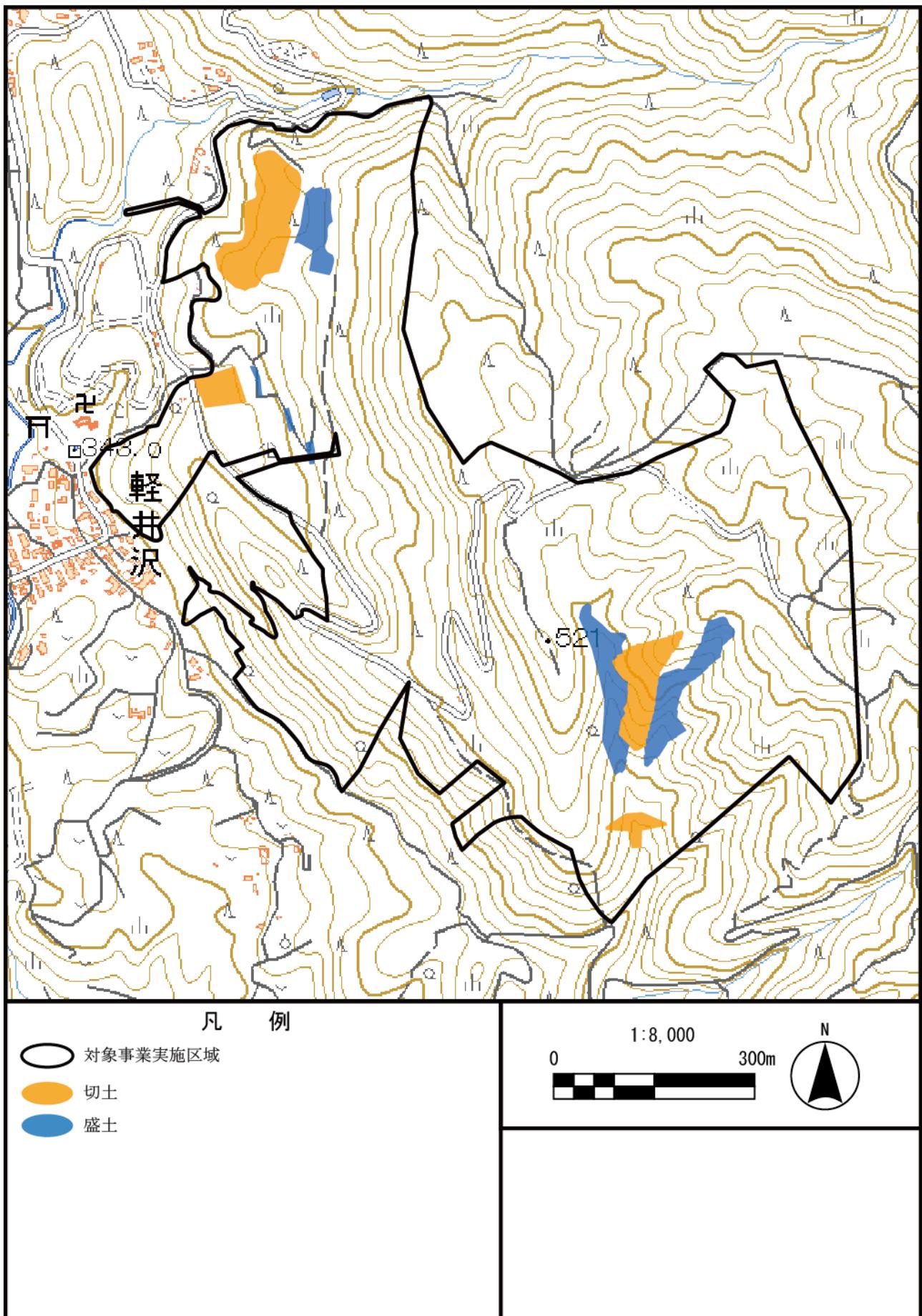


図 2.2-6 切土及び盛土の計画

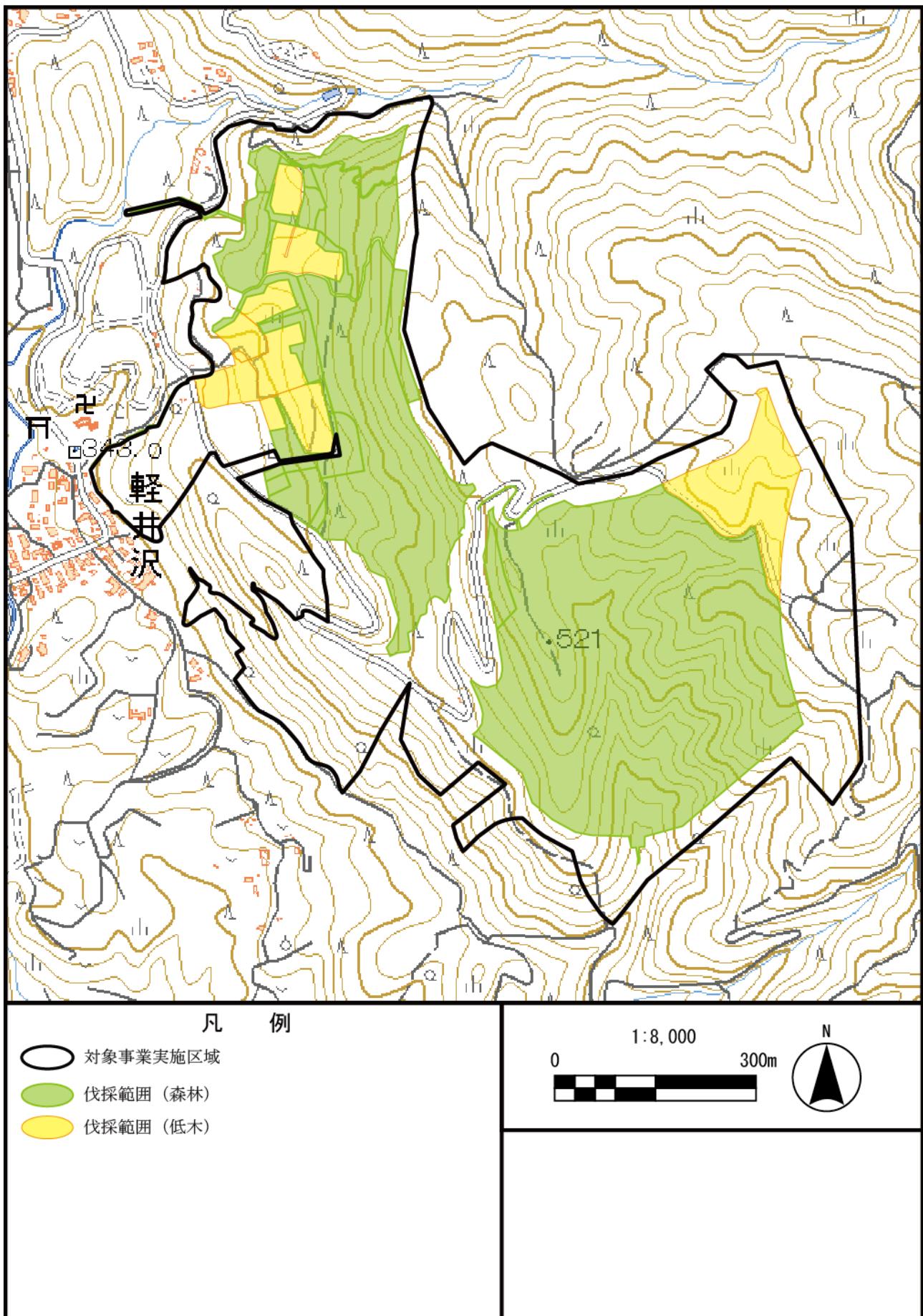


図 2.2-7 樹木伐採の計画

(10) 環境保全計画

本事業の実施にあたっては、対象事業実施区域及びその周囲の環境の保全を図るため、以下に示す環境保全措置を講じる計画である。

① 工事の実施における環境保全措置の検討

a. 大気質

(a) 粉じん等

【工事用資材等の搬出入】

- ・工事関係者の通勤においては、乗り合いの促進により、車両台数の低減を図る。
- ・工事工程の調整等により工事関係車両台数を平準化し、建設工事のピーク時の台数の低減に努める。
- ・土砂粉じん等を低減するため、必要に応じシート被覆等の飛散防止対策を講じる。
- ・造成区域内および道路の散水を必要に応じて実施する。
- ・工事関係車両のタイヤに付着した土砂の払落しや清掃等を徹底する。
- ・工事関係車両は、適正な積載量及び走行速度により運行する。
- ・定期的に会議等を行い、工事関係者に環境保全措置の内容について、周知徹底する。

【建設機械の稼働】

- ・切土、盛土及び掘削等の工事に当たっては、適宜整地、転圧等を行い、土砂粉じん等の飛散を抑制する。
- ・造成区域内において適宜散水を行う。
- ・建設機械のタイヤに付着した土砂の払落しや清掃等を徹底する。
- ・工事規模にあわせて建設機械を適正に配置し、効率的に使用する。
- ・定期的に会議等を行い、工事関係者に環境保全措置の内容について、周知徹底する。

b. 騒音・振動

(a) 騒音

【工事用資材等の搬出入】

- ・工事関係者の通勤においては、乗り合いの促進により、車両台数の低減を図る。
- ・工事工程の調整等により工事用車両台数を平準化し、建設工事のピーク時の台数の低減に努める。
- ・急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、道路交通騒音の低減に努める。
- ・車両の適切な点検・整備を十分に行い、性能の維持に努める。
- ・定期的に会議等を行い、工事関係者に環境保全措置の内容について、周知徹底する。

【建設機械の稼働】

- ・工事に使用する建設機械は可能な限り低騒音型の建設機械を使用する。
- ・建設機械の日常の点検、整備を励行し、良好な状態で使用する。
- ・騒音が発生する建設機械の使用が極力集中しないように、工事工程等の調整は十分に配

慮する。

- ・作業待機時はアイドリングストップを徹底する。
- ・工事規模にあわせて建設機械を適正に配置し、効率的に使用する。
- ・定期的に会議等を行い、工事関係者に環境保全措置の内容について、周知徹底する。

(b) 振動

【工事用資材等の搬出入】

- ・工事関係者の通勤においては、乗り合いの促進により、車両台数の低減を図る。
- ・工事工程の調整等により工事用車両台数を平準化し、建設工事のピーク時の台数の低減に努める。
- ・急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、道路交通振動の低減に努める。
- ・車両の適切な点検・整備を十分に行い、性能の維持に努める。
- ・必要に応じて、工事用車両の走行を円滑にするための交通誘導を実施する。
- ・定期的に会議等を行い、工事関係者に環境保全措置の内容について、周知徹底する。

【建設機械の稼働】

- ・工事に使用する建設機械は可能な限り低振動型の建設機械を使用する。
- ・建設機械の日常の点検、整備を励行し、良好な状態で使用する。
- ・振動が発生する建設機械の使用が極力集中しないように、工事工程等の調整は十分に配慮する。
- ・作業待機時はアイドリングストップを徹底する。
- ・工事規模にあわせて建設機械を適正に配置し、効率的に使用する。
- ・定期的に会議等を行い、工事関係者に環境保全措置の内容について、周知徹底する。

c. 水質（水の濁り）

【造成等の施工による一時的な影響】

- ・開発による流出水の増加に対処するため沈砂池工事を先行し、工事期間中の降雨時における土砂の流出による濁水の発生を抑制する。
- ・土砂の流出を防止するため、必要に応じて土砂流出防止柵等を適所に設置する。
- ・調整池の容量を林地開発許可基準に基づき 50 年確率雨量で設計し、降雨時の河川への放流量を抑制する。
- ・適切に沈砂池及び調整池内の土砂の除去を行うことで、一定の容量を維持する。
- ・造成法面等は、造成後速やかに転圧や緑化を図る。
- ・法面が長大になるなどの場合には、造成法面の状況に応じて適切な場所にしがら柵等を設置する。

d. 動物、植物、生態系

(a) 動物

【造成等の施工による一時的な影響】

- ・工事に使用する建設機械は可能な限り低騒音型の建設機械を使用する。
- ・対象事業実施区域内の道路を関係車両が通行する際は、十分に減速し、動物が接触する事故を未然に防止する。
- ・重要種が確認された湿地環境（沢等）が近隣に存在する場合は、改変箇所から可能な限り離隔をとることで影響の低減を図る。
- ・造成工事に当たっては、先行して調整池を設置し、土砂や濁水の流出防止に努める。
- ・改変区域外への工事関係者の必要以上の立ち入りを制限することにより、動物の生育環境を保全する。
- ・定期的に会議等を行い、工事関係者に環境保全措置の内容について、周知徹底する。

(b) 植物

【造成等の施工による一時的な影響】

- ・事業に伴う造成は必要最小限にとどめ、着手前に重要な種の生育を確認し、影響の回避に努める。
- ・改変区域内において確認された重要な種については、生育適地に移植を行う。
- ・改変区域外への工事関係者の必要以上の立ち入りを制限することにより、植物の生育環境を保全する。
- ・定期的に会議等を行い、工事関係者に環境保全措置の内容について、周知徹底する。

(c) 生態系

【造成等の施工による一時的な影響】

- ・工事に使用する建設機械は可能な限り低騒音型の建設機械を使用する。
- ・対象事業実施区域内の道路を関係車両が通行する際は、十分に減速し、動物が接触する事故を未然に防止する。
- ・猛禽類の営巣地が確認された場合には、その繁殖状況を踏まえ、抱卵期～育雛期において、営巣地付近の工事は避ける。
- ・猛禽類の営巣地が確認され、なおかつ、改変される場合には、代替巣の創出等も検討する。
- ・改変区域外への工事関係者の必要以上の立ち入りを制限することにより、動物の生息環境を保全する。
- ・道路脇などの排水施設は、落下後の這い出しが可能となるような設計を極力採用し、動物の生息環境の分断を低減する。
- ・定期的に会議等を行い、工事関係者に環境保全措置の内容について、周知徹底する。

e. 人と自然との触れ合いの活動の場

【工事用資材等の搬出入】

- ・工事関係者の通勤においては、乗り合いの促進により、車両台数の低減を図る。

- ・工事工程の調整等により工事関係車両台数を平準化し、建設工事のピーク時の台数低減を図る。
- ・工事関係車両の適正走行、歩行者がいる場所は細心の注意を払って走行することを徹底する。
- ・関係機関等に隨時確認し、工事日に、工事関係車両の主要な走行ルートにアクセスが集中する可能性のあるイベントが開催される場合には、該当日の該当区間の工事関係車両の走行をできる限り控える等、配慮する。
- ・定期的に会議等を行い、工事関係者に環境保全措置の内容について、周知徹底する。

f. 廃棄物等

【造成等の施工による一時的な影響】

- ・廃棄物は可能な限り有効利用に努め、処分量を低減する。
- ・伐採樹木は、粉碎チップ化の処理を実施し再利用することで、廃棄物としての場外搬出量を抑制する。
- ・造成工事においては、切土に伴う発生土を場内の盛土に使用する等、有効利用に努め、原則として場外への搬出は行わない計画である。残土が発生する場合には、適正に処理を行う。
- ・分別収集、再利用が困難な産業廃棄物は、専門の処理会社に委託し、適正に処理する。
- ・可能な限り簡素化した梱包材、再利用可能なコンテナの採用等による、廃棄物発生量の減量化に努める。

② 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置の検討

a. 騒音（騒音及び低周波音）

【施設の稼働】

- ・パワーコンディショナーなど発電設備の稼働に伴う騒音及び低周波音による影響が極力発生しないよう、設備設置に際しては、民家との離隔距離を十分に確保するとともに、配置計画に応じて、低騒音型の設備採用や防音壁設置を検討する。

b. 水質（水の濁り）

【地形改変及び施設の存在】

- ・適切に沈砂池及び調整池内の土砂の除去を行うことで、一定の容量を維持する。

c. 地形及び地質（土地の安定性）

【地形改変及び施設の存在】

- ・太陽光発電機基礎、調整池の設置にあたっては、ボーリング調査により、地盤状況を把握した上で必要な地盤支持力が得られる基礎を施工する。
- ・切土を実施する場所から土を移設して、盛土を実施する場所については、土を十分に固めて必要な地盤強度を確保する。
- ・盛土を実施する場所では 30 度以上の急斜面(法面)を作らない。

d. その他（反射光）

【地形改変及び施設の存在】

- ・周辺の地形を利用しながら可能な限り土地造成面積、伐採面積を小さくすることにより、周辺に光害が生じないよう配慮する。
- ・太陽光パネルは低反射パネルを使用するとともに、配置、角度に配慮し、周辺に光害が生じないよう努める。

e. 動物、植物、生態系

(a) 動物

【地形改変及び施設の存在】

- ・周辺の地形を利用しながら可能な限り土地造成面積、伐採面積を小さくする。
- ・周囲に設置するフェンスは小動物の移動ができるような構造を検討する。

(b) 植物

【地形改変及び施設の存在】

- ・周辺の地形を利用しながら可能な限り土地造成面積、伐採面積を小さくする。

(c) 生態系

【地形改変及び施設の存在】

- ・周辺の地形を利用しながら可能な限り土地造成面積、伐採面積を小さくする。
- ・周囲に設置するフェンスは小動物の移動ができるような構造を検討する。

f. 景観

【地形改変及び施設の存在】

- ・周辺の地形を利用しながら可能な限り土地造成面積、伐採面積を小さくすることにより、周辺からの景観に配慮する。
- ・造成により生じた切盛法面は可能な限り緑化に努め、修景を図る。
- ・設備の色彩は周囲の環境になじみやすいように彩度を抑えた塗装とする。

g. 廃棄物等

【地形改変及び施設の存在】

- ・発電設備は定期的に点検し、長期間安定して使用する。
- ・破損した太陽光パネルは、「太陽光設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」（平成28年3月、環境省）に基づいて適切に処理する。

h. 温室効果ガス

【施設の稼働】

- ・周辺の地形を利用しながら可能な限り土地造成面積、伐採面積を小さくすることにより、二酸化炭素の吸収源としての樹木の保全に努める。
- ・供用後は、発電設備の定期的な点検を行い、発電効率の低下防止に努める。

(11) 対象事業実施区域の周囲における他の発電事業

「環境アセスメントデータベース EADAS (イーダス)」(環境省 HP、閲覧：令和 2 年 6 月)によると対象事業実施区域の周囲における稼働中及び手続き中の発電事業は存在しない。

(12) 関係地域の範囲

太陽電池発電所に係る環境影響評価の環境項目ごとの影響範囲及び調査範囲の考え方は表 2.2-8 のとおりである。

また、本事業計画と対象事業実施区域及びその周囲の概況から設定した、「第 4 章 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法」で想定される本事業の影響範囲の考え方は、表 2.2-8 の最右列のとおりである。

関係地域は、本事業において、最も広範囲に影響が及ぶと考えられる範囲は、対象事業実施区域から約 3,000m の範囲の内、函南町と熱海市の境界より西側の地域である。

したがって、関係地域の該当する町丁目は表 2.2-9、関係地域の範囲は図 2.2-8 のとおり設定とした。

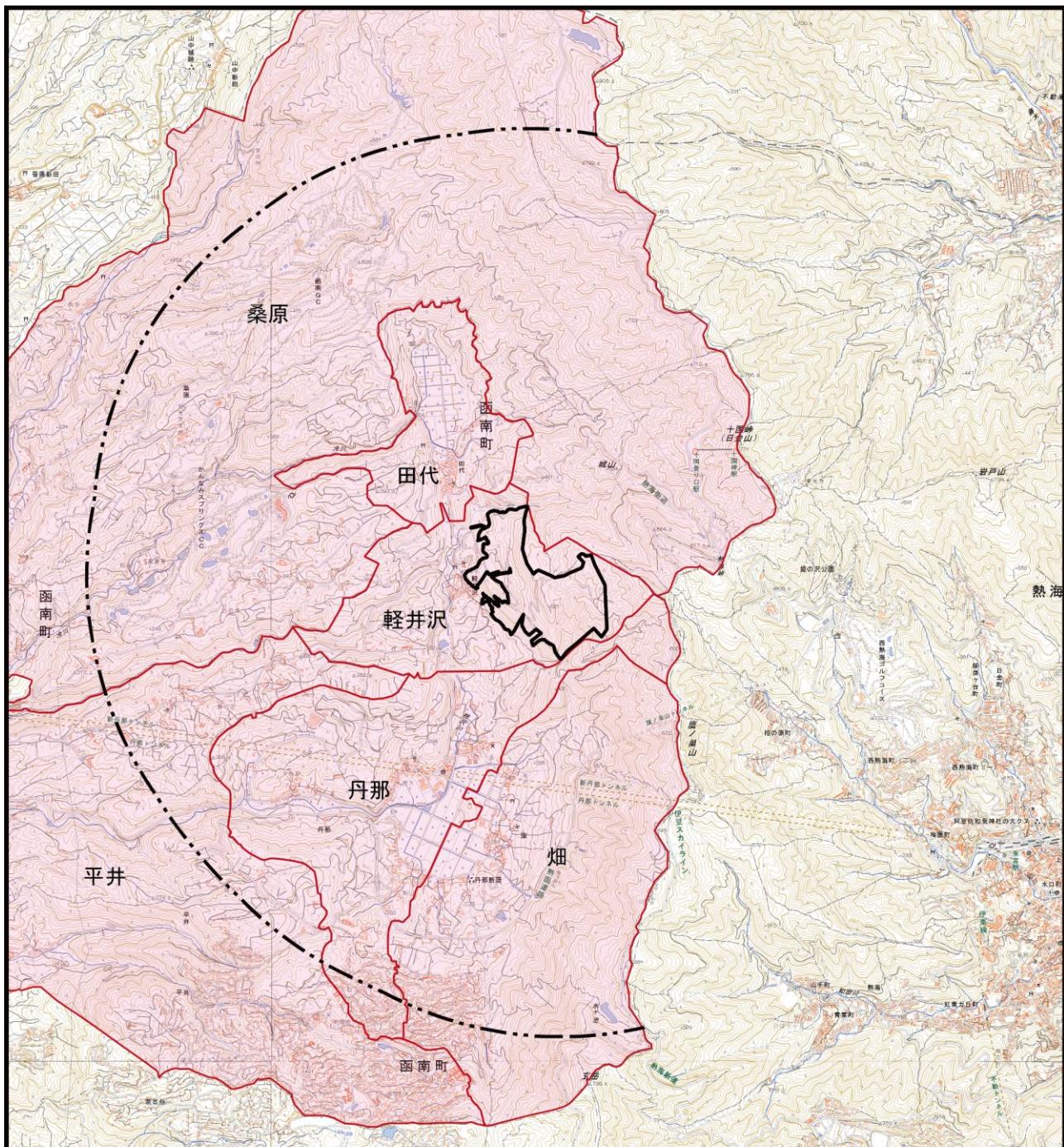
表 2.2-8 環境項目ごとの影響範囲及び調査範囲の考え方

項目	影響範囲及び調査範囲の考え方	影響が想定される範囲	
		一般的な事業	本事業
騒音	本事業により騒音のレベルの変化が想定される地域とし、施設の稼動による騒音の影響が考えられる範囲とする。	200m 程度	
水質	本事業により設置する調整池において、貯留水の汚れが発生することが想定される範囲とする。	200m 程度	
重要な地形・地質	本事業による地形改変により重要な地形・地質への影響が想定される範囲とする。	対象事業実施区域内 及びその周囲数百m	
土地の安定性	本事業による地形改変により斜面崩壊が想定される範囲とする。		
反射光	本事業によるソーラーパネル等の出現により配慮すべき民家等への影響が想定される範囲とする。 (第4章の反射光の影響範囲を参照)	1,000m 程度	函南町と熱海市の境界より西側の 1,000m の範囲
植物	本事業により植物相、注目すべき種、動物の生息基盤としての植物の変化の影響が想定される範囲とする。	300m 程度	
動物	本事業により動物の生息環境の変化等の影響が想定される範囲とする。	300m 程度	
生態系	本事業により地域を特徴づける生態系への変化等の影響が想定される範囲とする。	300m 程度	
景観	本事業によるソーラーパネル等の出現により不特定多数の人が利用する眺望地点からの眺望の変化が想定される範囲(設置するソーラーパネルが見える範囲)とする。	1,000m 程度	函南町と熱海市の境界より西側の 3,000m の範囲
人と自然との触れ合いの場	本事業により人と自然との触れ合いの場の利用に対する影響が想定される範囲とする。	対象事業実施区域内	
廃棄物等	本事業により工事中及び施設供用に伴う廃棄物等の発生が考えられる地域とする。	対象事業実施区域内	

注：人と自然との触れ合いの場の一般的な事業の影響が想定される範囲の上段は工事用車両、下段は地形改変及び施設の存在を表す。

表 2.2-9 本事業の関係地域の範囲に該当する町丁目

No	市区名	町丁目
1	静岡県田方郡	函南町軽井沢
2		函南町田代
3		函南町平井
4		函南町畠
5		函南町丹那
6		函南町桑原



凡 例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域より3000mの範囲（関係地域）
- 町丁目界
- 函南町

1:50,000
0 1 2 km



図 2.2-8 関係地域の範囲